

善通寺市スタディーアフタースクール条例の 改正（案）について

1. 改正の内容について

善通寺市スタディーアフタースクール条例は、幼稚園児や小学生児童が放課後や土曜日及び学校休業日（夏休みなど）に活動する場について必要な事項を定めた条例です。

今回の改正の内容は次のとおりです。

(1) 利用形態を3つに分けます

今回、スタディーアフタースクール（以下「スクール」という。）の形態を大きく3つに区分します。

①	小学校スタディーアフタースクール
②	幼稚園スタディーアフタースクール
③	幼稚園一時預かり事業

それぞれの対象となる子どもは、次のとおりとなります。

① 小学校スタディーアフタースクール

善通寺市立小学校に在籍する児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭に不在のもの。

「保護者が労働等により昼間家庭に不在のもの」とは

ア. 保護者が労働のため家庭を留守にしていることが常態である児童

イ. 保護者が疾病、出産その他やむを得ない事情にあり長期間保護をうけられない児童

になります。

令和2年度からは、利用申請書に、保護者の就労証明書などを添付して提出いただき、その内容等により利用の可否を判断するようになります。

これは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業（小学生を対象とした学童保育）の対象児童が「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」となっており、以前から他市町のように保護者の就労証明の提出を条件にすべきでないかとのご意見がありました。

今回、利用者が年々増加している状況を踏まえ、放課後の居場所が必要な児童が適切にスクールを利用できるように改めるものです。

② 幼稚園スタディーアフタースクール

善通寺市立幼稚園に在籍する園児であって、子ども・子育て支援法に定める家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

「家庭において必要な保育を受けることが困難」とは、保護者の就労や、妊娠・出産、疾病、介護等の理由により「保育の必要性の認定」を受けた園児になります。利用申請書に、保護者の就労証明書などを添付して提出していただき、その内容等により利用の可否を判断するようになります。

年間を通してなど長期のスタディーアフタースクールの利用については、幼稚園児についても、保護者の就労等により保育の必要性が認定される園児とさせていただきます。

③ 幼稚園一時預かり事業

善通寺市立幼稚園に在籍する園児であって、保護者の疾病等の理由により幼稚園において一時的に保護を受ける必要があるもの。

「保護者の疾病等の理由」とは、

ア. 保護者の就労時間の一時的な変更

イ. 保護者の疾病、入院、事故、出産及び冠婚葬祭

ウ. 事業の利用を希望する児童の兄弟姉妹の学校行事になります。

児童福祉法、子ども・子育て支援法に規定する一時預かり事業の主旨に基づき、幼稚園において一時的に保護を受ける必要がある幼稚園児について、一時預かり事業を実施します。利用については、必要となった場合に、幼稚園に申請書を提出して、利用許可を受けていただきます。

(2) 開設日・開設時間について

開設日、開設時間は、これまでのスタディーアフタースクールと同様です。

開設日	開設時間
<u>学校登校日</u> ・ 平日（月～金曜日）	放課後 ～ 18時30分
<u>学校休業日</u> ・ 土曜日 ・ 長期休業期間（夏休み等） ・ 振替学校休業日	7時20分 ～ 18時30分

※ 日曜日、祝日、お盆期間中、年末年始は開設しません。

(3) 利用料金について

利用料金は、それぞれ次のとおりとなります。

① 小学校スタディーアフタースクール

これまでの利用料と変わりありません。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| • 基本利用料（月額） | 1,500円 |
| （同月に同一世帯で3人以上が利用した場合の3人目以降は0円） | |
| • 利用日額 | 1日あたり |
| 学校登校日（月～金曜日） | 200円 |
| 学校休業日（土曜日、長期休業期間等） | 400円 |
| （別途、おやつ代等が必要になります。） | |

② 幼稚園スタディーアフタースクール

無償となります。（おやつ代等は必要になります。）

③ 幼稚園一時預かり事業

区 分	経費の額
園の開園日の預かり （午後2時30分～午後6時30分）	1日あたり 400円
土曜日・長期休業期間中の預かり （午前7時20分～午後6時30分）	1日あたり 800円

※ 別途、おやつ代等が必要になります。

また、生活保護世帯等の方のご利用については利用料金の減免を行います。

(4) スクールの開設場所について

現在、スクールは各幼稚園において開設し、中央小学校と竜川小学校では、児童数の関係などで、小学校にもスクールを開設しております。

今後は、原則として、小学校スタディーアフタースクールは小学校で、幼稚園スタディーアフタースクールと幼稚園一時預かり事業は幼稚園で実施することとします。ただし、教育委員会が可能であると判断した場合は、これまでどおり小学生と幼稚園児を同じ場所でお預かりする場合があります。

なお、小学校では空き教室などを利用して、スクールを開設する予定ですが、既に開設している竜川小学校においては、空き教室が無く、居室の広さに対し人

数が多い状態であります。このため、現在、専用室が設置できないかなど、対策を検討しております。

(5) 事業の委託について

これまで、スクールの指導員の確保に努めてまいりましたが、ほとんどのスクールで慢性的な人員不足が生じております。

そこで、このような状況を改善するために、条例にスクールの一部について、社会福祉法人その他事業の適切な運営が確保できると認められる者に対し委託することができる旨を追加し、今後、ノウハウや実績のある事業者に、事業の一部を委託することを予定しています。

2. その他

(1) 令和2年度の利用申し込みについて

これまで、スタディーアフタースクールの申し込みについては、幼稚園の入園に合わせて11月に行っていましたが、令和2年度の申し込みについては、幼児教育の無償化や今回の変更の準備のため、令和2年1月から行う予定です。

詳細は、幼稚園や小学校を通してお知らせいたします。